

協議第105号

平成16年 月 日確認

各種事務事業の取扱い（市立学校の通学区域）について

各種事務事業の取扱い（市立学校の通学区域）について別紙のとおり提出する。

平成16年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤康雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 現在の通学区域の線引きは、変更しないこととする。 ただし、津市の指定校変更許可基準を基に、通学区域制度の弾力的運用を図ることとし、合併対象市町村の境界に隣接する学区については、教室の状況や通学距離を考慮し、現在の通学区域はそのままに、学校を選択することができるよう調整する。</p> <p>2 通学区域審議会を設置し、通学区域の設定、改廃について諮問していく。</p>
関係項目	市立学校の通学区域		

先 進 地 事 例

【西東京市】

当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。

また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

【さぬき市】

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

【いなべ市】

4町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

【南アルプス市】

通学区域の取扱いについては、当面現行のままとするが、区域境の地域については、弾力的運用に努める。

また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。